

設 計 書

設 計 書

| | | |
|------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 担当課 | 枚方市立穂谷川清掃工場 | 枚方市田口5丁目1番1号 |
| 名称 | 広域廃棄物埋立処分場への焼却灰等搬出委託料（令和3年度） | |
| 開始日 | 令和3年 4月 1日から | 内容 |
| 終了日 | 令和4年 3月 31日まで | 可燃残渣処分（焼却灰、ばいじん処理物 等） 不燃残渣処分（びん・缶類残渣 等）、その他 |
| 設計概要 | <p>○可燃残渣埋立搬出委託</p> <p>○不燃残渣埋立搬出委託</p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> | |

| 設 計 金 額 | | 金 円 | | 備 考 | 委 託 料 | 円 |
|---------|--------------------------|-----|-----|-----|-----------|---|
| | | | | | 消 費 税 | 円 |
| | | | | | 合 計 | 円 |
| 枚 方 市 | | | | | | |
| 費 目 | 内 容 | 単位 | 数 量 | 金 頓 | 摘 要 | |
| 委託料 | 可燃物焼却予定量 36,000 | t | | | | |
| | 令和2年度 実績残渣率 11 | % | | | | |
| | 可燃残渣予定量 (4月～3月) 3,960 | t | | | | |
| | 処分 t 単価委託料 | 円 | | | ① | |
| | 消費税相当 10 | % | | | ② | |
| | 可燃物残渣 小計 | | | | ③ = ① + ② | |
| | | | | | | |
| | 不燃物処理委託予定量 3,300 | t | | | | |
| | びん・缶処理委託後残渣率 4 | % | | | | |
| | 不燃物残渣処分量 (端数処理) 130 | t | | | | |
| | 処分 t 単価委託料 | 円 | | | ④ | |
| | 消費税相当 10 | % | | | ⑤ | |
| | 不燃物残渣 小計 | | | | ⑥ = ④ + ⑤ | |
| | | | | | | |
| | 合 計 | 円 | | | ⑦ = ③ + ⑥ | |
| | | | | | | |

枚 方 市

令和3年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場等への焼却残渣、溶融残渣等 及び不燃物（ビン・ガラス屑等）の搬出・搬送委託仕様書

本件仕様書は、枚方市立穂谷川清掃工場及び枚方市東部清掃工場において、ごみ焼却等により発生する焼却灰及びばいじん処理物（飛灰）、溶融処理物（スラグ）及びばいじん処理物（洗煙脱水汚泥）、不燃物（ビン・ガラス屑・粗大ごみ）、焼却灰（鉄分・大塊物）を搬送用車両によって指定場所まで搬送する業務の内容について定めるものである。

1. 委託名称

令和3年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場等への焼却残渣、溶融残渣等及び不燃物（ビン・ガラス屑等）の搬出・搬送委託

2. 委託場所

- | | |
|--------------------|-------------|
| (A) 枚方市田口5丁目1番1号 | 枚方市立穂谷川清掃工場 |
| (B) 枚方市大字尊延寺2949番地 | 枚方市東部清掃工場 |

3. 期間

- | | | | |
|--------|----------|----|-----------|
| ① 契約期間 | 契約締結日 | から | 令和4年3月31日 |
| ② 委託期間 | 令和3年4月1日 | から | 令和4年3月31日 |

4. 搬出・搬送する指定場所

- | | | |
|---------|---------|-----------------------------------------------------|
| (A) | 穂谷川清掃工場 | ⇒ 大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という）堺基地 (堺市西区築港新町4丁4番) |
| (B) - 1 | 東部清掃工場 | ⇒ センター堺基地 |
| (B) - 2 | 東部清掃工場 | ⇒ 枚方市立穂谷川清掃工場ストックヤード（以下「ストックヤード」という）（枚方市田口5丁目1番1号） |

5. 搬出・搬送物の種類及び年間予定量

| | | |
|-----|--------------|----------|
| (A) | 穂谷川清掃工場 | |
| | 焼却灰 | 2, 570トン |
| | ばいじん処理物（飛灰）等 | 1, 390トン |
| | 不燃物（ビン・ガラス屑） | 130トン |
| | 溶融処理物（スラグ） | 150トン |

| | | |
|---------|-----------------|----------|
| (B) - 1 | 東部清掃工場 | |
| | 溶融処理物（スラグ） | 4, 780トン |
| | 焼却灰（鉄分・大塊物） | 1, 200トン |
| | ばいじん処理物（洗煙脱水汚泥） | 200トン |
| | 不燃物（ビン・ガラス屑等） | 1, 200トン |

| | | |
|---------|------------|-------|
| (B) - 2 | 東部清掃工場 | |
| | 溶融処理物（スラグ） | 150トン |

注) 各搬出予定量は、ごみ処理計画や社会情勢等の要因により増減することがある。

6. 搬送経路

- (A) 穂谷川清掃工場 → 国道1号 → 大阪中央環状線 → 阪神高速大和川線 → 阪神高速湾岸線（出島出口）→ 大阪臨海線→ センター堺基地
注) 有料道路の利用に伴い必要となった費用等については受注者の負担とする。
- (B) - 1 東部清掃工場 → 国道307号 → 第2京阪道路側道 → 大阪中央環状線
→ 阪神高速大和川線→ 阪神高速湾岸線（出島出口）→ 大阪臨海線→ センター堺基地
注) 有料道路の利用に伴い必要となった費用等については受注者の負担とする。
- (B) - 2 東部清掃工場 → 国道307号 → 市道枚方藤阪線 → 国道1号
→ 穂谷川清掃工場

7. 支払方法

- ① (A) (B) - 1 のセンター堺基地搬送分は、毎月末のセンター受入重量による出来高払いとする。
- ② (B) - 2 のストックヤード搬送分は、東部清掃工場トラックスケール発行の計量伝票による出来高払いとする。
- ③ センター堺基地搬送分で、万が一、センター受入基準不適合による持帰りが発生した場合は、センター発行の計量伝票もしくは、穂谷川清掃工場・東部清掃工場トラックスケール発行の計量伝票による出来高払いとする。(10.②協議完了後)

8. 運搬車両

- ① 搬送用車両は、大型ダンプ車とし最大積載量約8トン以上11トン未満であること。
- ② 搬送用車両の台数は、焼却灰（灰・鉄分・大塊物）ばいじん処理物（飛灰）等及び不燃物（ビン・ガラス屑・粗大ごみ）、溶融処理物（スラグ）、焼却灰（鉄分・大塊物）、ばいじん処理物（洗煙脱水汚泥）（以下「焼却物等」という。）の搬送車両及び予備車両（故障時、点検時、車検時、他非常時等に使用する車両）を合わせて最低5台確保すること。（注意：両工場内を通行する車両の高さは3400mm以内とする。）
- ③ 本契約締結後、速やかに搬送に使用する運搬車両に係る情報をセンターへ登録するとともに本市がセンターと契約するのに必要な関係資料を提出すること。また、登録車両の車両重量は、事前にセンター指定の基地で空車重量を計量し、発行された「空車重量計量票」に基づいて、重量登録を行うものとする。
- ④ 搬送用車両は、上記焼却物等の搬送車両としてセンターへ登録するため、産業廃棄物運搬車両として許可権者に届出している車両でないこと。
- ⑤ 搬送用車両は、積載物の落下及び飛散の防止のため、荷台は深ボディーで、天蓋完全密閉型（コボレーン・シート不可）であること、走行時に開かない機能を有していること。
- ⑥ 搬送用車両は、ダンピングできる車両（観音開き・片開きは共に不可）であること。
- ⑦ 搬送用車両は、汚水等が流出しない構造であること。
- ⑧ 搬送用車両は、排ガス規制を遵守し、可能な限り低公害車を使用すること。
- ⑨ 自動車NOX・PM法による車種規制適合車等を使用すること。

9. 搬送日及び搬送回数について

- ① センターへの搬送日は、平日（月～金とし、センターの休業日は除く）及び担当職員が連絡した日（センターの臨時受入日）とし、1台当たり1日1回以上の搬送とする。ただし、担当職員が、焼却物等の搬出がないと判断した場合は、この限りでない。（平成30年から令和2年度搬出・搬送実績参照）
- ② 枚方市東部清掃工場からストックヤードへのスラグ搬送日は、平日（月～金）の担当職員が指定する日とする。また、搬送予定量はスラグの有効利用の状況により大きく変動する。

10. 運行について

- ① 搬送は、センターに登録した車両にて搬送を行うこと。
- ② 搬送物がセンターの受入基準等に適合せずに搬入できなかつた場合は、搬送物を発注者の指示により穂谷川清掃工場又は東部清掃工場まで持ち帰ること。その搬送に関する諸費用の負担については発注者と受注者との両者による協議で定めるものとする。
- ③ センターからの依頼により、センター埠基地以外のセンター受入れ地へ搬送先を変更した時は、担当職員と協議の上、実施すること。その場合、その搬送に関する諸費用は受注者の負担にて対応すること。
- ④ 指定場所敷地内の通行については、安全運転に努めるとともに、担当職員の案内及び誘導等に協力すること。
- ⑤ 指定場所の敷地内、外を問わず運搬物が落下したときは、直ちに回収し、清掃すること。
- ⑥ センター埠基地に搬入する際は、センターの指定したステッカーを搬送用車両の車体に常時付けること。
- ⑦ 搬送用車両は、指定した搬送経路を通行すること。
- ⑧ 搬送用車両は、指定した搬送経路のうち近畿自動車道（大東鶴見IC ⇄ 松原IC間）及び第2京阪道路（枚方学研IC ⇄ 松原IC間）の通行を認めるが、通行に伴い必要となった費用等については受注者の負担とする。
- ⑨ 搬送用車両は、道路交通法その他法令を遵守すること。
- ⑩ 沿道住民の要望により、交通渋滞を避けるため、基地には午前9時以前に到着しないこと。
- ⑪ 搬送用車両の整備及び洗車を常に行うこと。

11. センターの基地での搬入について

- ① センター職員等の案内及び誘導等に協力し計量すること。
- ② 「搬入車証」を必ず受付で提示すること。
- ③ センター職員等の案内及び誘導等に協力し、「車止め」に注意して、自ら投入すること。
- ④ その他詳細については、センターの規定「埠基地廃棄物搬入要領」等を遵守しておこなうこと。

12. その他

- ① センターへの登録車両についての変更は認めないが、走行不能など止むを得ない事情があると本市が認めたときは、その限りでない。その場合は、変更車両を確認するため、自動車検査証の写し、センター発行の空車重量計量票、車両の写真（前面・側面・後面・平面）、変更届出書等を提出すること。
- ② 委託料の支払い額は、センターの受入伝票に記載された受入重量（整数トン）で算出する。
- ③ 発注者が実施する「ダイオキシン類暴露防止対策教育」を受講すること。本講習は、国が定める「ダイオキシン類暴露防止対策特別教育」の受講には当たらない。
- ④ 焼却灰及びばいじん処理物及び、溶融焼却灰・溶融処理物を積み込み、または、取り扱う者に対して、「労働安全衛生法」ならびに「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に規定している措置を講じること。
- ⑤ 業務に起因した汚れ等の除去以外は、工場内で搬送用車両の洗車は行わないこと。
- ⑥ 業務終了後の搬送用車両等の工場内駐車は認めない。但し、業務の必要性に応じて発注者が許可した場合はこの限りでない。
- ⑦ 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、運搬を第三者等に委託してはならない。
- ⑧ 業務委託の履行については、関係法令を順守し、円滑に遂行すること。
- ⑨ 受注者の過失等にて、工場内の施設及び設備等を破損等した場合は、速やかに担当職員に報告し、受注者の責任において原状回復すること。
- ⑩ 受注者は、毎月の業務終了後に搬送車両別の搬送量の報告書を提出すること。
- ⑪ 受注者は、計量カードの借用書類を提出すること。
- ⑫ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の両者による協議で定めるものとする。

枚方市立穂谷川清掃工場 搬出・搬送要領

1. 焼却灰及びばいじん処理物（飛灰）

（1）搬出場所

枚方市立穂谷川清掃工場第3プラント

（2）積込み・搬出について

- ① 焼却灰及びばいじん処理物（飛灰）（以下「対象物」という。）は、それぞれが別のピットに貯留されており、ピット上部に設置しているバケット付天井クレーンを運転操作し、必要に応じて対象物の攪拌作業等を行い、受注者の搬送用車両に積み込み混載することなく搬出すること。
なお、クレーンの運転操作については、必ず有資格者が行うこと。
- ② 焼却灰を積み込んだ後は、沈砂槽（水切りゾーン）の灰を1日に2～3回程度灰ピットに移し、水切りの機能を確保すること。また、対象物のピットは、コンベア排出口の妨げにならないよう、底位での維持に努めること。
- ③ クレーン使用時は、別紙、点検記録表の項目に沿って点検を実施し、記録すること。
- ④ 1日の作業終了時には、クレーン操作室及びバケットの清掃を行い、バケット注油部とクレーンワイヤーにグリスアップすること。
- ⑤ 前項③・④の点検・メンテナンス作業に関しては点検記録表を提出し、週1回担当職員の検査を受けること。
- ⑥ クレーン運転中に故障等の異常が発生した場合は、速やかに職員に申し出ること。

（3）計量について

- ① 対象物を積み込んだ後、本市清掃工場のトラックスケールで計量カードを使用して計量すること。
- ② 計量の取り扱いについては、担当職員と協議の上、使用すること。

（4）その他

- ① 排出状況により、担当職員が搬出・搬送の変更を依頼した時は、これに協力すること。
- ② 長期間の基地の閉鎖時（連休及び年末年始等）において、灰ピット内の対象物の移動及び積み替えの作業を行うことがある。その際の作業に係る諸費用は、受注者の負担にて対応すること。
- ③ 対象物についてセンターからの指導等があった場合は、発注者が講じる対応策に協力すること。
- ④ この搬出・搬送要領に定めのない事項、又はこの要領について疑義が生じた場合は、発注者と受注者による協議にて定めるものとする。

2. 不燃物（ビン・ガラス屑）

（1）搬出場所

枚方市立穂谷川清掃工場ビン・ガラス屑置場

（2）積込み・搬出について

- ① ビン・ガラス屑置場の不燃物（ビン・ガラス屑）は、当工場保有の積載機材（ホイールローダ）を使用し、受注者の搬送用車両に積み込み、搬出すること。また、積載機材の運転操作については、必ず有資格者が行うこと。契約時に運転者届及び資格証の写しを提出すること。使用する機材は、コマツ社製WAとする。
- ② 積載機材と搬送用車両の作業上の問題等でやむをえず当工場の積載機材以外の機材を使用する場合については、事前に市と協議し、許可を得ること。その場合は、機材の持ち込み及び管理については受注者が行うこと。
- ③ 不燃物を積み込んだ後は、ビン・ガラス屑置場の清掃を毎回行うこと。
- ④ 積載機材は使用前に必ず操作点検等を実施してから使用すること。

（3）計量について

- ① 搬送用車両に不燃物（ビン・ガラス屑）を積み込んだ後、本市清掃工場のトラックスケールで計量カードを使用して計量すること。
- ② 計量の取り扱いについては、担当職員と協議の上、使用すること。

（4）その他

- ① 不燃物（ビン・ガラス屑）は、滞貨させることなく、搬出すること。
- ② この搬出・搬送要領に定めのない事項、又はこの要領について疑義が生じた場合は、発注者と受注者による協議にて定めるものとする。

3. 溶融処理物（スラグ）

（1）搬出場所

枚方市立穂谷川清掃工場ストックヤード

（2）積込み・搬出について

- ① 溶融処理物（スラグ）の取り扱いは、前記不燃物（ビン・ガラス屑）の（2）と同様とする。
- ② 溶融処理物（スラグ）を積み込んだ後は、使用した機材をはじめ、積載場所周辺の清掃をおこない美化に努めること。また、ストックヤード内の溶融処理物（スラグ）の積み替え等を実施し、整理に努めること。

（3）計量について

- ① 搬送用車両に溶融処理物（スラグ）を積み込んだ後、本市清掃工場のトラックスケールで計量カードを使用して計量すること。
- ② 計量の取り扱いについては、担当職員と協議の上、使用すること。

（4）その他

- ① 溶融処理物（スラグ）は、滞貨させることなく、搬出すること。
- ② この搬出・搬送要領に定めのない事項、又はこの要領について疑義が生じた場合は、発注者と受注者による協議にて定めるものとする。

枚方市東部清掃工場 搬出・搬送要領

1. 溶融処理物（スラグ）・焼却灰（鉄分・大塊物）及びばいじん処理物（洗煙脱水汚泥）・不燃物（ビン・ガラス屑等）

（1）搬出場所

枚方市東部清掃工場

（2）積込み・搬出について

溶融処理物・焼却灰・ばいじん処理物は、各搬出用ホッパ下に搬送用車両を停止し、鉄分・大塊物・スラグ・ばいじん処理物ピットより搬出すること。なお、積み込みについては、本市が別途業務委託するプラント運転業務受注者が本業務受注者の搬送用車両に積込みを行う。積み込み時は必ずスラグクレーン操作室において立会・確認を行うこと。

また、担当職員が積み込み作業を依頼した場合は、これに協力し、スラグクレーンの操作については、必ず有資格者で担当職員による操作研修を受けた者が行うこと。

スラグの排出量については、焼却処理した焼却残渣を一定量貯留後、溶融炉にて溶融処理を行うバッチ運転のため、日々の排出量は変動する。また、循環型社会の構築として本市が取り組む溶融スラグの有効利用率変動により、搬送先が穂谷川清掃工場ストックヤードとなる場合がある。

- ① 基本、クレーンは自動運転とする、但し、積込み量設定等入力は必要。
- ② 溶融処理物については、スラグピットよりスラグ単体を積込む。
- ③ 焼却灰については、鉄分・大塊物の単体もしくは、各々の混載とする。また、鉄分・大塊物の単体もしくは混載時は各々のピットより積込む。
- ④ ばいじん処理物については、洗煙脱水汚泥の単体もしくは、必要最小限のスラグと混載とする。その場合、スラグは荷台底部分に1トン程度の積込みとする。
- ⑤ 運転の前後及び運転中に異常（故障等）を発見した場合は速やかに担当職員に申し出ること。
- ⑥ 積込み作業終了時には、バケット・シート下搬送用車両停車場及びその周辺の清掃を行うこと。
また、搬出車両は、搬出時にタイヤ洗浄装置によりタイヤ洗浄を行うこと。

（3）計量について

- ① 入場時、本清掃工場の計量棟で計量カードを使用して、空車重量を計量すること。
- ② 退場時、本清掃工場の計量棟で計量カードを使用して、搬出重量を計量すること。
- ③ 計量の方法、取り扱いについては、担当職員と協議すること。

(4) その他

- ① 穂谷川清掃工場ストックヤードへのスラグ搬送時の車両については、他の搬出物が混入すると有効利用に係る分析結果等に影響を及ぼし有効利用が不能となる可能性があるため、必ず荷台部分の洗車を行うこと。
- ② 穂谷川清掃工場ストックヤードへのスラグ搬入時は、スラグを搬入するストックヤードNo等、担当職員と確認を行うこと。
- ③ 排出状況により、担当職員が搬出、搬送の変更を依頼するときはこれに協力すること。
- ④ 搬出業務においては、プラント運転業務受注者と調整を行い協力し、各ピット内残量の適正管理に努めること。対象物についてセンターからの指導等があった場合は、発注者が講じる対応策に協力すること。
- ⑤ この搬出・搬送要領に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議して定めるものとする。

2. 不燃物（粗大ごみ処理施設）

(1) 搬出場所

枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設

(2) 積込み・搬出について

粗大不燃物は、不燃物処理ヤード前に搬送用車両を停止し、不燃物処理ヤードより搬出すること。尚、積み込みについてはプラント運転業務受注者が本業務受注者の搬送用車両に機材（ホイールローダ）により積込みを行う。積み込み時は必ず積み込み現場において立会確認を行うこと。

- ① 不燃物（ビン・ガラス屑等）は単体で積み込むこと。

(3) 計量について

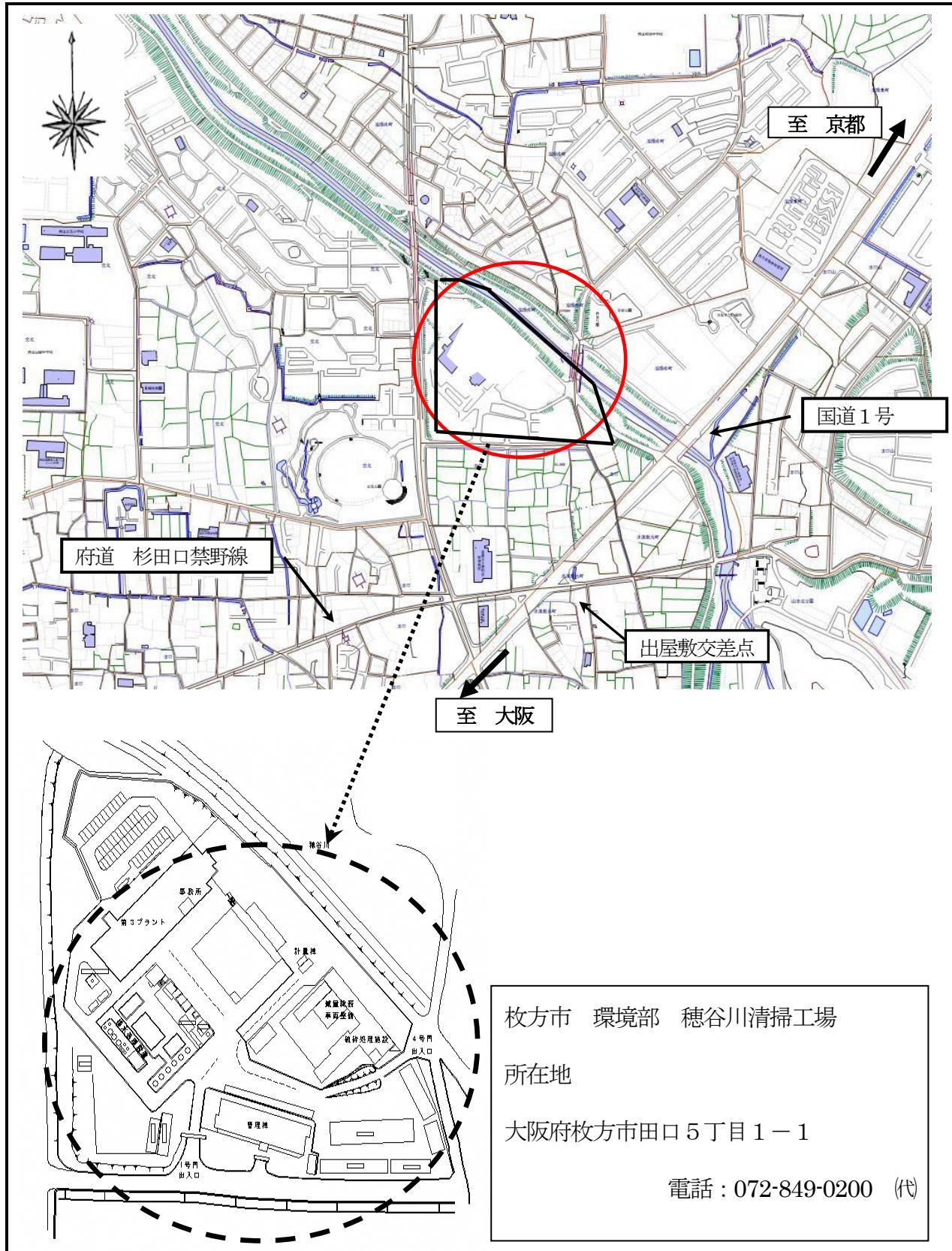
- ① 入場時、本清掃工場の計量棟で計量カードを使用して、空車重量を計量すること。
- ② 退場時、本清掃工場の計量棟で計量カードを使用して、搬出重量を計量すること。
- ③ 計量の方法、取り扱いについては、担当職員と協議すること。

(4) その他

- ① 不燃物（ビン・ガラス屑等）は、滞貨させることなく、一定の間隔にて搬出をすること。
- ② 排出状況により、担当職員が搬出、搬送の変更を依頼するときはこれに協力すること。
- ③ 搬出業務においては、プラント運転業務受注者と調整、協力し、不燃物処理ヤード残量の適正管理に努めること。
- ④ この搬出・搬送要領に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議して定めるものとする。

委託場所位置図

委託名 令和3年度大阪湾広域廃棄物埋立場等への焼却残渣、溶融残渣等 及び不燃物（ビン・ガラス屑等）の搬出・搬送委託



R3年度 作業時間目安及び必要資格

参考資料②

枚方市立穂谷川清掃工場

| 作業名称 | 積み込み作業時間 | その他(作業場等) |
|---------------------------|-----------|-----------------|
| 焼却灰・ばいじん処理物積込 (攪拌作業含む) | 約60分から90分 | 第3プラント 灰ピット周辺 |
| 沈砂槽の水切り積替 | 約20分 | |
| 積込後のバケット洗浄及び周辺清掃 | 約20分 | 第3プラント バケット置場周辺 |
| クレーンメンテナンス(注油等) | 約10分 | |
| 不燃物(ビン・ガラス屑)積込 | 約20分 | ビン・ガラス屑置場 |
| 積込後の周辺清掃 | 約20分 | |
| 溶融焼却灰(スラグ)積込 | 約20分 | ストックヤード |
| 積込後の周辺清掃 | 約10分 | |
| 各積載物の計量 | 約10分 | 計量機 |

| 必要資格名称 | 使用機器等 | その他(作業・場所等) |
|--------------------------|------------------------|-----------------|
| クレーン5t未満特別教育修了証 | 天井式クレーン2.2t | 焼却灰・ばいじん積込、灰ピット |
| 運転技能講習終了証 (車両系・整地運搬等) | ホイルローダ コマツ社製:WA-100 | ビン・ガラス屑積込 |
| | | 溶融焼却灰(スラグ)積込 |

設 計 書

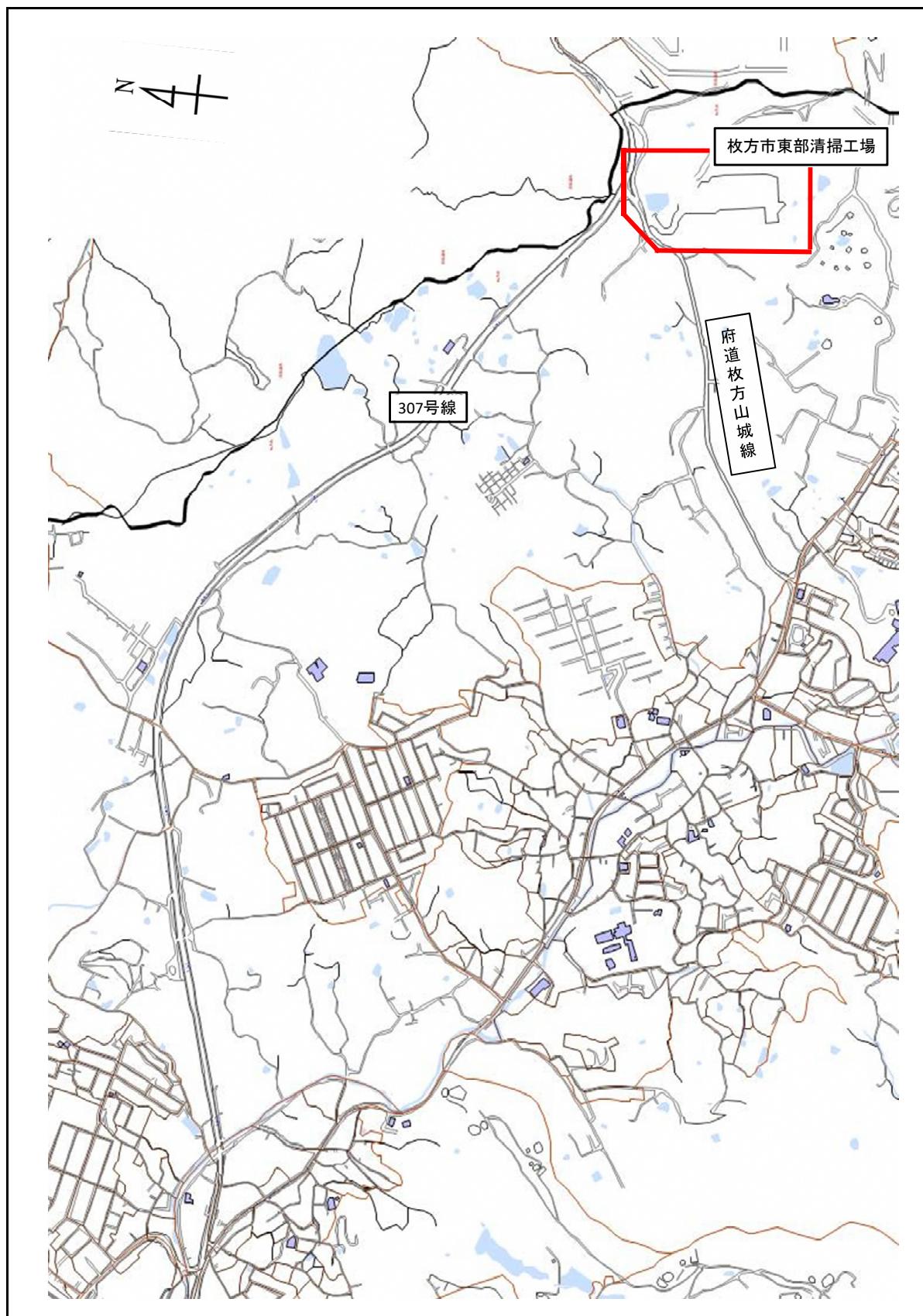
| | | | | |
|----------------|-------------------------------------------------------|----|---------------------------------|--|
| 委託名所 | 令和3年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場等への焼却残渣、溶融残渣等及び不燃物(ビン、ガラス等)の搬出・搬送委託 | | | |
| 委託場所 | 枚方市大字尊延寺2949番地 枚方市東部清掃工場 | | | |
| 開 始 日 終 了 日 | 令和 3年 4月 1日から | 内容 | 可燃残渣等搬出・搬送(スラグ・鉄分、大塊物・ばいじん処理物等) | |
| | 令和 4年 3月 31日まで | | 不燃残渣等搬出・搬送 (粗大不燃等) | |
| 設 計 概 要 | 可燃残渣等搬出・搬送委託料 | | 円 | |
| | 不燃残渣等搬出・搬送委託料 | | 円 | |
| | 委 託 料 合 計 | | 円 | |
| | 千円未満切り上げ | | 円 | |
| | 消費 税 額 | | 円 | |
| | 設 計 金 額 合 計 | | 円 | |
| 設 計 金 額 | 金 _____ | 円 | 備考 | |
| 枚 方 市 | | | | |

| 費　目 | 内　容 | 単位 | 数量 | 金　額 | 摘　要 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 委託料 | 可燃物焼却予定量 | t | 70800 | | ① (365日-70日停止) ×240 t /日 |
| | 直近実績残渣率 | % | 9.8 | | ② (実数9.785% 小数第2位以下切上げ) |
| | 可燃残渣等予定量 【可燃残渣等内訳】 ・溶融処理物（スラグ） 4930t ・焼却灰（鉄分、大塊物） 1200t ・ばいじん処理物 200t ・山本還元 ▲600t | t | 6330 | | ③ = ① × ② - 600t ※可燃残渣等予定量 (①×②) から有効利用を目的とした 山本還元分 (600t) をマイ ナスしたもの |
| | 穂谷川S/Yからセンター堺基地搬出・搬送分 | t | 150 | | ④ |
| | 可燃残渣等搬出・搬送予定量合計 | t | 6480 | | ⑤ = ③ + ④ |
| | 可燃残渣等搬出・搬送委託料単価 | 円/t | | | ⑥ |
| | 可燃残渣等搬出・搬送委託料 | | | | ⑦ = ⑤ × ⑥ |
| | | | | | |
| | 不燃物処理予定量 | t | 1200 | | ⑧ |
| | 処理後残渣率 | % | 100 | | ⑨ |
| | 不燃残渣等予定量 | t | 1200 | | ⑩ = ⑧ × ⑨ |
| | 不燃残渣等搬出・搬送委託料単価 | 円/t | | | ⑪ |
| | 不燃残渣等搬出・搬送委託料 | | | | ⑫ = ⑩ × ⑪ |
| | | | | | |
| | 委　託　料　合　計 | | | | ⑬ = ⑦ + ⑫ |
| | | | | | |
| 枚　方　市 | | | | | |

業務実施場所位置図

委託件名 令和3年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場等への焼却残渣、溶融残渣等及び
不燃物(ビン・ガラス屑等)の搬出・搬送委託

所在地 枚方市大字尊延寺2949番地 枚方市東部清掃工場



R3年度 作業時間目安及び必要資格

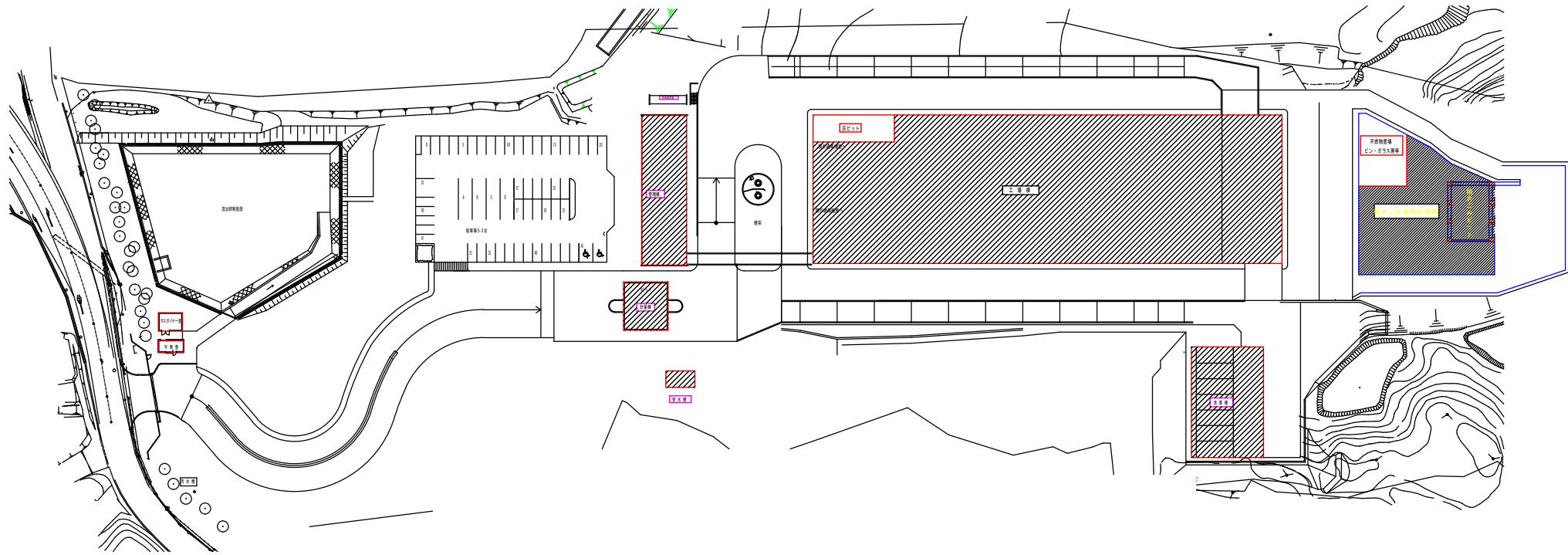
参考資料②

枚方市東部清掃工場

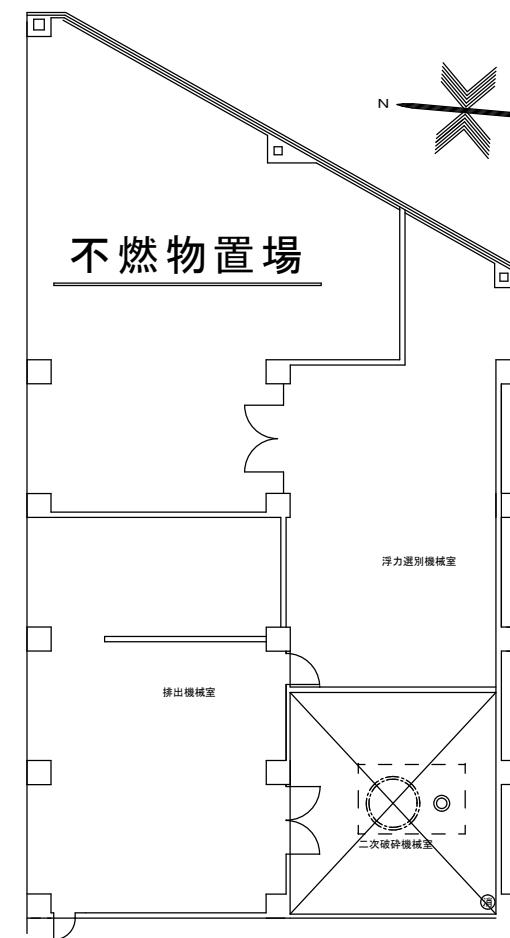
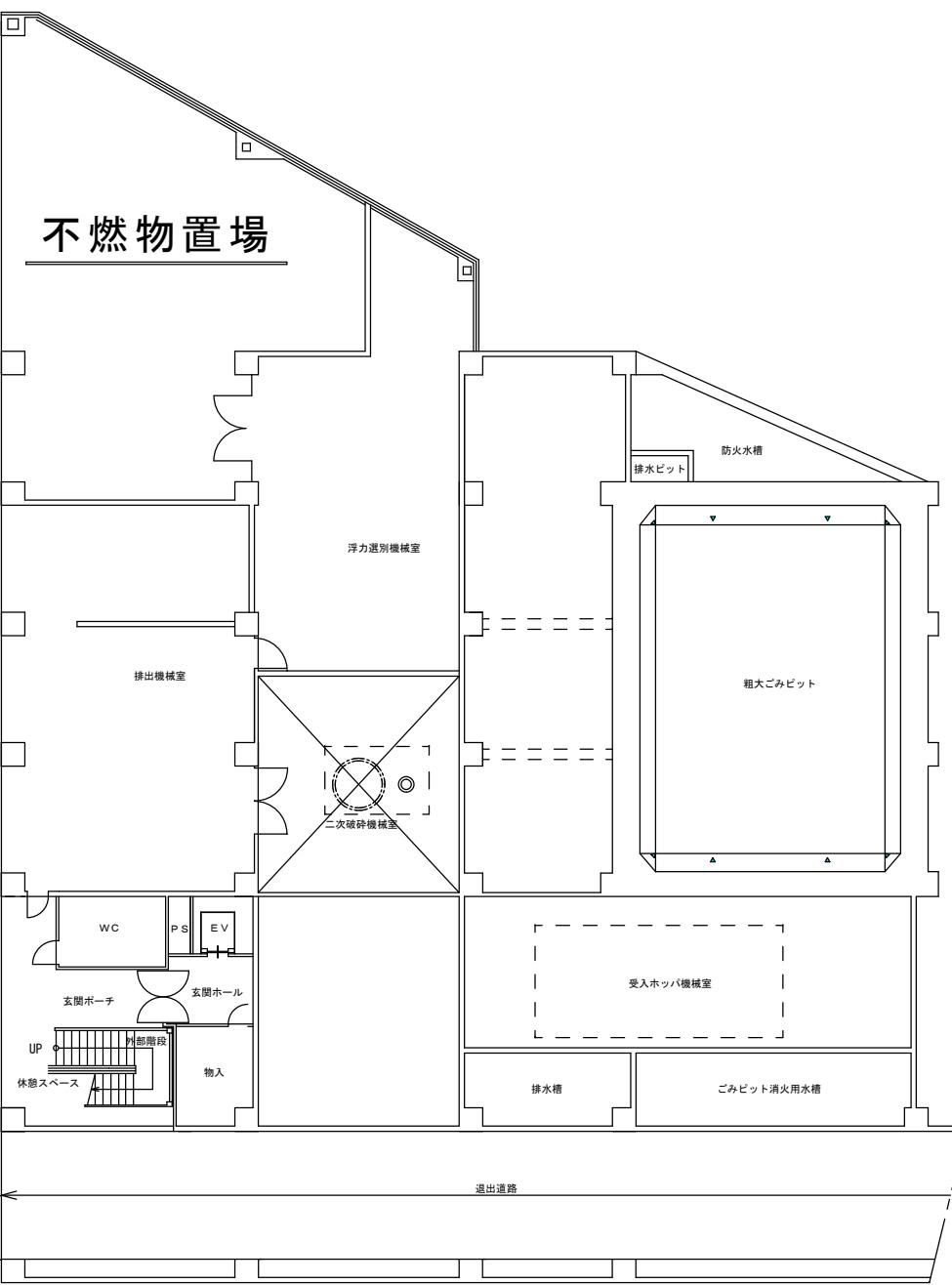
| 作業名称 | 作業時間 | その他(作業場等) |
|------------------|------|--------------|
| 溶融処理物(スラグ)積込 | 約30分 | スラグホッパ周辺 |
| スラグホッパ上部周辺清掃 | 約10分 | |
| スラグホッパ下部周辺清掃 | 約10分 | |
| ばいじん処理物(脱水汚泥)積込 | 約60分 | ばいじん処理物ホッパ周辺 |
| ばいじん処理物ホッパ上部周辺清掃 | 約15分 | |
| ばいじん処理物ホッパ下部周辺清掃 | 約15分 | |
| 鉄分・大塊物積込 | 約60分 | 不適物等ホッパ周辺 |
| 鉄分・大塊物ホッパ上部周辺清掃 | 約10分 | |
| 鉄分・大塊物ホッパ下部周辺清掃 | 約10分 | |
| 不燃物(粗大)積込 | 約30分 | 不燃粗大積込場周辺 |
| 不燃粗大積込場周辺清掃 | 約10分 | |
| 各積載物の計量 | 約5分 | 計量機 |

※積載物の付着等により清掃時間の目安が異なります。

| 必要資格名称 | 使用機器等 | その他(作業・場所等) |
|-----------------|-------------|------------------|
| クレーン5t未満特別教育修了証 | 天井式クレーン1.5t | ※プラント運転受託業者操作が通常 |



| | |
|-------------------------------------------------------------|------------------|
| 資料名 令和4年度大阪府広域廃棄物処理区分場への搬入制度、活動規制 及(レジン・ガラス等)の新規・撤退登録 | 図面番号 |
| 図面名 新規搬入工場 場内図 | 東別府搬入工場 |
| 縮尺 1/1000 | 設計番号 平成 年 月 日 |



| | | |
|------|-------------------------------------------------------|----------|
| 委託名種 | 令和3年度大阪湾広域産業物質立島分場への燃却残渣、溶融残渣 及び（ビン・ガラス瓶等）の搬出・搬送委託 | 図面番号 |
| 図面名称 | 東部清掃工場 不燃物置場図 | 東部清掃工場 |
| 縮尺 | 1/200 | 設計番号 |
| | | 年号 年 月 日 |

委託名称:令和3年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場等への焼却残渣、溶融残渣等及び不燃物(ビン・ガラス屑等)の搬出・搬送委託

東部清掃工場 灰 ピット図

